

川越市教育委員会第15回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成29年3月23日 午後2時
- 3 閉 会 平成29年3月23日 午後3時30分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲
- 5 欠席委員 原田由美
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長根岸督好、学校教育部長佐野 勝、教育総務部副部長兼地域教育支援課長長谷部洋志、教育総務部参事兼文化財保護課長下 薫、学校教育部副部長兼学校管理課長福島正美、学校教育部参事兼教育指導課長中野浩義、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長長谷正昭、教育財務課長桜井一男、中央公民館長安藤初代、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、学校給食課長岸野泰之、市立川越高等学校事務長松本陽介

8 前回会議録の承認

平成28年度第13回臨時会会議録及び第14回定例会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第47号 川越市教育委員会職員人事について

(非公開)

日程第2議案第48号 川越市いじめ問題対策委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第3議案第49号 川越市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて

教育総務課長

改正の趣旨は、現在、市立特別支援学校における予算の執行調整を学校管理課において行っているところであるが、川越市教育委員会事務局組織規則において教育財務課の分掌事務に「学校予算の執行調整に関すること。」と規定されているため、特別支援学校の予算の執行調整に関する分掌事務を明確にするために規定の整備をしようとするものである。

次に改正の概要であるが、本規則第3条に規定される教育財務課の分掌事務である「学校予算の執行調整に関すること。」を「学校予算（小学校及び中学校）の執行調整に関すること。」に改め、本規則第4条に規定される学校管理課の分掌事務に「特別支援学校予算の執行調整に関すること。」を追加しようとするものである。

なお、施行期日については、公布の日からとしようとするものである。

委 員

学校予算の中に市立川越高等学校は含まれないのか確認したい。

教育総務課長

市立川越高等学校については、同校の事務長が決裁権者として予算事業を執行しているため含まれない。

委員

特別支援学校の事務を学校管理課の分掌事務として規定する理由について伺いたい。

参事兼教育指導課長

特別支援学校における予算執行については、決裁権者が特別支援学校にいないため教育財務課長が担っていたが、特別支援学校は学校教育部に属しており、特別支援学校の事情も学校教育部が把握していることから、学校管理課長が決裁権者となり、特別支援学校予算の執行調整を行うことに変更したものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第50号 川越市立高等学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて

教育総務課長

改正の趣旨は、市立川越高等学校における創立90周年記念式典の完了に伴い、学校管理課副参事の兼務の必要がなくなったことから、規定の整備等をしようとするものである。

次に改正の概要であるが、本規則第8条の3第1項に規定の職及び職務にある、副参事の職を削除するとともに、本規則第8条の4第2項第3号中の川越市教育委員会事務局処務規程を引用している号にずれが生じているため、併せて規定の整備をしようとするものである。

なお、施行期日については、平成29年4月1日としようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第5議案第51号 川越市教育委員会職員の人事評価の基準、方法等に関する規程の一部を改正する規程を定めることについて

教育総務課長

改正の趣旨は、組織改正に伴い、効率的かつ効果的な組織運営及び人事評価の観点から、中央公民館を除く公民館、いわゆる単独館にグループ制を導入し、各館の副館長がグループのリーダーとなる。それに伴い、川越市教育委員会職員の人事評価の基準、方法等に関する規程に定めている人事評価の被評価者、1次評価者及び2次評価者の範囲に変更が生じることから、規定の整備をしようとするものである。

次に改正の概要であるが、本規程別表にある中央公民館を除く公民館にある副主幹以下の被評価者を主査以下に改め、副主幹以下の被評価者を主査以下に改め、副主幹又はこれらに相当する職にある者の項目を新たに追加しようとするものである。

なお、施行期日については、平成29年4月1日としようとするものである。
(全員異議なく原案どおり決定)

日程第6議案第52号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認 を求めることについて

(非公開)

10 報告事項

(1) 川越市幼児教育振興プログラムについて

参事兼教育指導課長

国において平成13年3月に文部科学省の「幼児教育振興プログラム」、平成18年10月に「幼児教育アクションプログラム」が、幼児教育の振興に関する諸施策を効果的に推進するための総合的な計画として国から示された。これにより各都道府県及び市町村に対して、幼稚園の整備状況及び地域の実情等を考慮し、幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することが求められた。

そこで川越市幼児教育振興審議会の提言を受け、幼稚園・保育園・小学校の連携を中心とする総合的な実施計画を策定するために関係各課に依頼し、取りまとめたものを平成19年7月に幼児教育審議会に諮り、「川越市幼児教育振興プログラム」として策定した。

本プログラムは、5年ごとに見直しを図っており、現行のプログラムは平成28年度が最終年度となるため、来年度からの新たなプログラムを策定するために関係課と検討を重ねた上で改訂案を作成し、平成29年1月に川越市幼児教育振興審議会の審議を経て、策定に至ったものである。

主な変更点を3点説明する。1点目は、認定こども園が新設されたことにより関係施策等の見直しを行った。2点目は、組織の改編等に伴う施策担当課を確認した。3点目として各課の事業の確認を行った。

本市教育委員会が目指す「志を高く持ち、自ら学び考え行動するこどもの育成」を図るための教育を推進する上では、人間形成の基礎を培う大変重要な時期である幼児教育が大きな要となる。本プログラムを活用し、幼稚園・保育園等と小学校及び他課との連携協力を進め、就学前の保護者の支援等も含め、幼児教育の振興に努めていく。

委員

本市に公立幼稚園が設置されているか伺いたい。また、本市における認定こども園の状況についても伺いたい。

参事兼教育指導課長

本市には、公立幼稚園は設置されていない。次に本市における認定こども園は、平成28年度1園開園し、平成29年度に1園が申請を予定している。なお、認定こども園は、こども政策課が所管している。

委員

平成27年度以前に開園した認定こども園はあるのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

平成27年度以前に開園した認定こども園はない。

委員

本プログラムは、幼稚園・保育園・小学校の連携を図り、「小1プロブレムの解消」を目的に連携を円滑に図ることが目的となっているのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

必ずしも「小1プロブレムの解消」を目的にしている訳ではない。本プログラムの策定趣旨である本市における幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校の円滑な接続を図る中に「小1プロブレムの解消」も含まれており、就学前の保護者に対する相談、各幼稚園及び保育園等における教育や保育内容の連携を推進するため、情報の共有を図ることを目的に幼保小連絡懇談会を開催している。また、幼児教育を考える研修会を幼稚園・保育園・小学校合同して開催したが、その中で就学前の子どもたちに対する「人とのかかわり」について平成28年度は研修会を開催している。このような共通した内容を話し合い、検討する中で具体的な取組に関する共通点を見出していきたいと考えている。

委員

小中や中高では連携としているが、幼稚園・保育園・小学校では、今、説明された点から接続という言葉を使っているのか伺いたい。また、各地域において具体的に幼稚園・保育園・小学校が連携している事例はあるのか確認したい。

参事兼教育指導課長

事務手続き上の連携として幼稚園の指導要録を入学先の小学校と情報共有し、保育園でも指導要録と同様の内容のものを取りまとめ、各小学校に情報を提供している。また、幼保小連絡懇談会を地区ごとに開催し、各幼稚園や保育園、小学校の教育内容を実際に見て協議をしてもらうだけでなく、各小学校で学校公開があった場合には幼稚園・保育園にも案内をし、実際に参加してもらっており、その回数も増加している。

委員

実際に本プログラムを実施した効果について伺いたい。

参事兼教育指導課長

5年の計画期間で目標を掲げ、実際に実現した内容について効果を図ることが望ましいが、当プログラムについては、幼稚園・保育園・小学校において施策の対象が異なっており、数値目標が掲げにくい内容である。そのため、本プログラムは、各実施主体が取り組んでいる事業の内容を共有することが重要な視点であると考えている。

計画年度を5年としているのは、組織改編により事業の担当課が変わる可能性があるため、詳細な事業を掲げることが難しいと考えている。

委員

数値目標を掲げることが難しいことは理解するが、取り組んだ内容に関する考察が必要であると思う。その点についての考えを伺いたい。

参事兼教育指導課長

川越市幼児教育振興審議会において、年度ごとの幼児教育に対する取組について報告し、意見を聴取しているため、特に幼保小連絡懇談会の際に事業の内容について意見をもらい進めていきたいと考えている。

教育長

本市では幼児教育振興プログラムや幼児教育振興審議会を教育委員会が所管しているが、他市の状況について説明願いたい。

参事兼教育指導課長

中核市では、本市でのこども政策課のような部署が担当している自治体が多いが、小さな自治体では教育委員会の学校教育課のような部署が担当している自治体が多い状況である。また、今回の改訂にて私立幼稚園の窓口をこども政策課に決定したことは大きな改訂内容である。今後もこども未来部と更なる連携を図っていくが、予算等の観点から見れば、こども政策課が中心となっていくことが望ましいと考えている。

1.1 協議事項

(1) 平成29年度版 川越市小・中学生学力向上プランについて

参事兼教育指導課長

川越市小・中学生学力向上プランは、策定から4年目を迎える。本プランを策定した趣旨は、本市の学校と教育委員会が目指す方向性を明確にし、市全体の教育力を高めようとするためである。また、本プランが目指す児童像は、「志を高くもち、自ら学び考え行動する子ども」である。これを踏まえて、児童生徒学力向上に向けた教育委員会としての施策等を掲載している。

次に本プランの内容は、基本的な部分に大きな変更はない。委嘱研究校の要点や校種間連携教育の更なる推進、学力向上策の評価・改善システムの構築を掲載するとともにモデル授業プランとその検証授業を示し、教職員にとって参考となる部分を増やし作成している。

今後は、本プランをひとつの指標として、教育委員会と各学校が「知・徳・体」の調和がとれた教育活動を体系的に展開し、本市の教育活動の一層の充実を図っていく。また、児童生徒が主体となる「学びあい、高め合いのある授業づくり」を全市的に推進していく。

教育長

昨年度から変更した内容について説明願いたい。

参事兼教育指導課長

昨年度との変更点は、(1)川越市の子どもたちの現状について、詳細な内容を追記している。次に学力向上コネクト事業におけるモデルプラン等を多く掲載している。次に「2 教師の力」の目標である「(2)自己指導能力を育む生徒指導の推進」の施策の方針「喫緊の課題解決に向けた対応力の強化」における具体的な取組として「生命を大切にす教育の推進」及び「関係機関との連携」を追加している。次に学力向上の充実を図る取組として「(1)校種間連携教育の更なる推進～連携教育から一貫教育へ～」を追加した。次に具体的な授業づくりの視点として学力向上委員会の主な取組である「(1)モデル授業プラン～小学校社会編～」を掲載している。この他の教科については、冊子にまとめ各学校に配布するとともに市ホームページに掲載する予定である。

委員

良いプランであると思うが、結果を出して欲しいと思っている。4年間実践した結果として成果を上げてもらいたい。特に施策の方向性として学力向上には、家庭の力が大事であると思うが、その取組内容が少ないような印象を受けるため、その点について伺いたい。

参事兼教育指導課長

今後は、充実させていきたいと考えている。

委員

家庭の力は、大事な部分であるため、学力向上につながる施策を充実させてもらいたい。

委員

学力向上策の評価・改善システムの構築について、一番大事な視点は、検証結果に基づいた取組の改善である。取組に効果があるか検証することが大事であるが、自校の課題を把握し、課題に応じた各校の目標を立てなければ学力向上につながらないため、本プランの取組を推進してもらいたい。

参事兼教育指導課長

本プランをどのように実施していくかが重要であると考えている。各種学力調査の結果については、各校でまとめた課題等について校長会でも伝えているが、各校の課題が担当教諭まで伝わっていないのではないかと印象がある。そのため、授業を行う指導者の意識改革にまでつながるように取組を推進していきたいと考えている。具体的には、中学校であれば教科部会、小学校ではブロックごとの協議が必要になるのではないかと考えているため、この点について平成29年度は充実を図っていきたいと思っている。

委員

検証の部分が大事であるため、各校に任せるのではなく、第三者としての視点を持った教育委員会として関わり合いを持つことができないか伺いたい。

教育長

平成29年度は、学力向上研究委員会を効果的に活用したいと考えている。具体的には、各校の課題の原因が各校に起因するのか、市の取組に起因するものであるのかという点について詳細に検証していきたいと考えている。あわせて家庭学習の推進について取り組み、各学校とも進捗している状況であることから、更なる家庭学習の充実となるよう改善し、取り組んでいきたい。

委員

モデル授業プランについては、映像化し各校の教員が視聴できるようにできないか伺いたい。

参事兼教育指導課長

以前、モデル授業プランを撮影し、編集して研修会で活用したこともあったが、映像の活用はなかなか進まなかった。そのため、モデル授業の映像での配信などは予定していないが、模擬授業については初任者研修の段階から数多く取り入れている。また、埼玉県の実業として「はつらつ先生」等を活用し、本市の研修に取り入れるなど工夫しながら取り組んでいる。

委員

「3 地域の力」において、各地区の子どもサポート委員会において寺子屋教室を開催している委員会もある。寺子屋教室は参加者も多く、小学生を教える場合には、各地区の中学生や市立川越高等学校の生徒に依頼して教えてもらっている場合もある。素晴らしい取組であるため、一部の地区だけでなく、教育委員会が情報を提供し、各地区に広がる取組となるようにできないか伺いたい。

参事兼教育指導課長

多くの地区で取り組んでいることは、聞いているが全体を把握できていないのが現状である。そのため、効果的な取組については地域教育支援課と連携をしながら推進していきたいと考えている。

副部長兼地域教育支援課長

子どもサポート本部会議等では、各地区の委員会と様々な意見交換を行っている。しかし各地区の状況が違うため、同じ取組を推進することが難しいこともある。そのため、他の地区で実施している効果的な取組を各地区に紹介しながら、取り組んでもらえるようお願いしていきたいと考えている。

委員

本プランをどこまで配布しているのか確認したい。また、各校では、本プランをどのように活用しているのか伺いたい。

学校教育部長

本プランは、本市の学力向上にとって重要なものであり、各学校の教員が理解し、取り組むべき内容であると考えている。そのためには、各学校の教員に理解してもらうことが重要であるため、各学校の教員全員に配布している。次期学習指導要領では、グローバル化を推進するため小学校5、6年で英語科が導入され、授業時数が増加するだけでなく、どのように学ぶかが問われており、教員の教え方が重要になる。その点に力を入れて本プランを策定している。また、本プランを教育センターから各学校にメール配信し、市民も市ホームページにアクセスすれば確認することもできる。本プランの策定にあたっては、次期学習指導要領が示される前から研究し取り組んでおり、子どもたちの現状を把握しながら取り組んでいるところである。

委員

教員全員に配布しているということだが、本プランをどのように活用しているのか伺いたい。

学校教育部長

策定した本プランについては、毎年4月に開催される校長会にて配布し、同月中に各校にて本プランに関する研修会を開催するよう依頼している。また、各教員研修において本プランを題材にして、研修を実施している。本プランを策定している学力向上研究委員会が各学校に出向き、説明する機会を設けながら、本プランに対する理解を広げていきたいと考えている。

教育長

2年に1回、学校指導訪問を有効に使いながら、更に充実した取組につながるよう、本プランに対する各教員の理解を深めていきたいと考えている。

12 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第47号、議案第48号及び議案第52号は人事に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、議案第47号及び議案第52号は、関係理事者（教育総務部長、教育総務課長）のみによる審議とすることに決定した。
- (2) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理人、長井委員が指名された。
- (3) 次回教育委員会は平成29年4月24日（月）午前10時開催に決定した。